

## 高知県週休2日促進工事（営繕工事編）Q&A

**Q1 要領第4条では、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間には含まないとのことですが、除かれる期間に土日の休工予定日が重なる場合はどのように取り扱うのですか。**

**A1 年末年始休暇や夏季休暇内であっても、休工予定日（当該工事における休工予定日が土日であれば「土日」）を休工した場合は、休工日としてカウントすることができます。よって、対象期間において休工予定日を別途設ける必要はありません。**

例) 工事着手日から工事完成日までが28日間で、その中に夏季休暇（土日休工予定）を含む場合

対象期間 27日（28日—3日（夏季休暇）+2日（土日休工予定日））

休工予定日（土日）：8日（夏季休暇中の土日休工予定日を含む）

現場閉所率：8日／27日=29.6%>28.5%（4週8休相当達成）

**Q2 土木工事では、週休2日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのか**

**A2 営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「高知県建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休2日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休2日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要はありません。**

**Q3 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。**

**A3 週休2日工事において、見積単価は週休2日を条件として収集した見積価格等を参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。**

**Q4 月途中の工期の場合の取扱い方について**

例えば1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。それとも2月10日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。

**A4 上記の場合、1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。**

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 5 別紙4の補正係数や補正率はどのように用いているものか。

A 5 労務費については、休工実績に応じて以下の通り、補正係数を乗じるものとします。  
なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正します。

【月単位の週休2日（4週8休以上）】

労務費 1. 0 4

【通期の週休2日（4週8休以上）】

労務費 1. 0 2

市場単価等については、下記のとおり補正するものとします。

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正します。

- ・市場単価 × 補正率
- ・補正市場単価 × 補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正します。

- ・物価資料の掲載価格 × 補正率

Q 6 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間は連続した期間か

A 6 要領第4条に規定の年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間は連続した期間と考えます。なお、土曜日、日曜日及び祝日を休工日とし、その休工日をまたいで夏季休暇3日間とする場合は連続した期間と考えます。